

(外交防衛委員会)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とクウェート国との

間の条約の締結について承認を求めめるの件 (閣条第九号) (衆議院送付) 要旨

この条約は、経済的交流、人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税を回避することを目的として、我が国とクウェートとの間で課税権を調整するものであり、二〇一〇年 (平成二十二年) 二月十七日にクウェートで署名されたものである。

この条約は、前文、本文三十箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、不動産所得については、不動産所在地国において課税することができる。
- 三、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合における当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ当該他方の締約国において課税される。
- 四、国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税される。

五、配当に対する源泉地国における税率は、持株割合十パーセント以上の親子会社間の場合には五パーセントを、その他の場合には十パーセントを超えないものとする。

六、利子に対する源泉地国における税率は、十パーセントを超えないものとする。ただし、一定の主体（政府、地方公共団体、中央銀行等）が受け取る利子については、源泉地国において免税とする。

七、使用料に対する源泉地国における税率は、十パーセントを超えないものとする。

八、不動産の譲渡収益及び恒久的施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができる。

九、給与所得については、一定の場合を除くほか、役務提供地国において課税される。

十、匿名組合契約に関連して取得する所得に対して、国内法令に従って課税することができる。

十一、両締約国においては、いずれも外国税額控除方式により二重課税を除去する。

十二、両締約国が課するすべての種類の租税に関する法令の運用又は執行に関連する情報を交換する。

十三、この条約は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この条約は、

その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。